

令和5年6月越前町議会定例会

(第2日目)

令和5年6月8日

目 次

第2号（6月8日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	3
○開 議	4
○一般質問	4
長谷川 眞 恵 君	4
笠 原 秀 樹 君	6
木 村 繁 君	11
○散 会	14

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	小松 高宏	○		
3	吉田 憲行	○		
4	石田 和朗		○	
5	長谷川 眞恵	○		
6	中西 清	○		
7	高田 浩樹	○		
8	藤野 菊信	○		
9	米沢 康彦	○		
10	佐々木 一郎	○		
11	伊部 良美	○		
12	笠原 秀樹	○		
13	木村 繁	○		
14	北島 忠幸	○		

会議録署名議員の氏名

11番議員	伊部 良美	13番議員	木村 繁
-------	-------	-------	------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	石田 和也	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	安井 正樹		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	青柳 良彦	副 町 長	細井 秀之
教 育 長	出口 俊一	総務理事	菅原 辰彦
民生理事	山口 隆司	産業理事	原 雅哉
建設理事	水島 博之	会計管理者	佐々木 直人
教育委員会事務局長	高木 剛彦		

令和5年6月越前町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和5年6月8日（木）

日程第 1 一般質問

開議 午前10時00分

- 議長（佐々木一郎君） おはようございます。今日一日よろしくお願いたします。
ただいまの出席議員は12名です。
なお、石田和朗君から欠席届が提出されております。
定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

- 議長（佐々木一郎君） 日程第1、一般質問。
昨日に引き続き一括質問一括答弁方式での一般質問を行います。
それでは、5番、長谷川眞恵さん。

5番（長谷川眞恵君）登壇

- 5番（長谷川眞恵君） 越前町長をはじめ、越前町職員の皆様、こんにちは。
本日、6月定例会におきまして、皆様にお会いできることを大変うれしく思っております。

私は福井市より移住してまいりました。かれこれ28年目半年を過ぎようとしております。第二の人生を越前町でという思い、ついの住みかを越前町でという思いで探してまいりました。そして、自然とともに生きたい、森の中に住みたいという強い意図を持って探してきました。そして今、糸生地区で過ごしております。

私の意図はかないました。現実化しました。朝起きれば、林の中から小鳥のさえずりが聞こえてきます。遠くの森から、牧場からヤギの鳴き声が聞こえてきます。そして、みんなで造った池、小川から注ぎ込む池でコイが泳いでいます。アイガモがいます。そして、みんなで植えたバラの苗木150本、5年ぐらい前になりますけれども、毎年毎年美しく大きく育ってくれております。今、たくさんのつぼみをつけてバラが咲き始めました。本当に地元の皆様とともに、このような素晴らしい生活ができていることを本当に幸せと思っております。ありがたいと思っております。感謝します。

それでは、人工透析患者に対する送迎支援サービスについてご質問します。

現在、越前町内において、人工透析で医療行為を受けておられる方が65名おられます。人工透析にかかる金額は、回数によって個人差もありますが、1か月当たり約30万円から50万円、1年間に換算すると360万円から600万円の医療費負担となってきます。これらの医療費はもちろん重度障害者医療費制度などにより、個人の負担にはなりません。しかし、人工透析を受けるためには定期的に設備のある病院へ自宅から通院しなければなりません。同一世帯内で送迎をしてもらえる方がいらっしゃる方はよいのですが、中にはそうした移動する手立てを持たない方もおられます。

仮に通院する手段としてタクシーを利用するとした場合、一例を挙げますと、越前地区から人工透析治療に対応できる丹南病院までの交通費を試算すると、片道で6,000円、1回の通院で往復分の交通費約1万2,000円を自己負担しなければなりません。1週間に3回の人工透析が必要な方は1週間で3万6,000円、1か月では4週間で換算すると14万4,000円もかかることとなります。

ここで、南越前町で取り組まれている外出支援サービスを紹介させていただきます

す。事業名は、人工透析患者送迎に関する事業で、南越前町の令和4年12月31日現在の透析患者数20名のうち10名がそのサービスを利用されています。サービスの内容につきましては、人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院まで送迎するもので、移動手段を持たない方に限定して支援されています。

条件として、一つ、同一世帯に送迎可能な方がいないこと、二つ、65歳以上の高齢者で一般公共交通機関の利用が困難であること、または60歳以上で肢体不自由な1、2級の身体障害者手帳を有する方で、機能回復のために定期的に通院をすることが必要な方ということが定められています。

条件を満たす場合、送迎サービスは無料で利用することができ、南越前町の自宅から町内、鯖江市内、越前市内へとそれぞれ通院されており、その送迎は町がシルバー人材センターに委託しているそうです。南越前町では、このサービスを平成26年から実施しております。

青柳町政がスタートしたときは、コロナ禍で非常に厳しい中、福祉対策にも大変注力されてきたと思います。町長の公約である人に優しく、地域に優しいまちづくりという美しいお気持ち、愛と思いやりに満ちた大変美しいお気持ちは本当に尊いお言葉だと感じております。越前町として、このような外出支援サービスの導入に向け、ご検討をいただくことができないかどうか、町長のご所見をお伺いします。

○議長（佐々木一郎君） 青柳町長。

町長（青柳良彦君） 登壇

○町長（青柳良彦君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町の人工透析患者の状況についてご説明いたします。

本町の人工透析患者数は、令和5年5月1日現在、男性が46名、女性が19名で合計65名です。年齢構成は65歳未満が21名、65歳以上が44名となっています。人工透析を受けている医療機関は、鯖江市が47名で、72%と大部分を占め、越前市で3名、福井市で13名となっています。

議員のご質問にありましたように、南越前町では、人工透析患者の通院に限定した外出支援サービスをシルバー人材センターに委託して実施しており、一定の条件を満たす方を対象に負担軽減を図っています。しかしながら、委託先のシルバー人材センターでは送迎する運転手が不足しており、当該事業を継続していくための人材確保に苦慮していると伺っております。

本町におきましても社会福祉協議会に委託して、おおむね65歳以上の高齢者で、一般交通機関が利用困難な方を対象として、自宅と医療機関等の送迎に係る外出支援サービスを行っています。利用者は主に肢体不自由者や視覚障害者の方で、現在50名の方が利用者登録をされています。

なお、送迎車両の運転手は、社会福祉協議会に事業の協力者としてボランティア登録をされている方々ですが、人工透析患者の送迎につきましては、運転手の拘束時間が長くなることや運転中に患者の体調が急変した場合の対応が難しいことから、行っておりません。さらに近年、ボランティアの高齢化により、登録者数も減少しており、協力者の人材確保に苦心している状況であるため、今後も当該事業において人工透析患者の通院支援を行うことは厳しい状況にあります。

県内他市町の状況を申しますと、あわら市では人工透析患者通院交通費助成事業により、透析患者の通院支援を行っています。この事業は、自家用車での通院距離または自家用車以外での通院距離に応じて定めた額を月単位で助成するという

内容です。また、美浜町では重度身体障害者等タクシー利用料金助成事業を実施していますが、この事業の中で人工透析患者に限定した助成を行っています。

本町においても美浜町の事業に類似した福祉タクシー事業を実施しているところですが、事業の内容は、自ら自動車を運転できない者で、身体障害者手帳1級または下肢、体幹もしくは視覚障害の2級の者に1名につき、タクシー初乗り運賃分の助成券を1年間に24枚発行するというものです。

現在、本町の人工透析患者でこの助成を受けている方が2名で、その他の人工透析患者の方々は、ご自身による自家用車を運転しての通院または家族による送迎あるいは医療機関による無料送迎を利用しています。

人工透析を受けている方は1週間に2回ないし3回通院し、1回につき、約4時間の治療を受けることで、体力的に大きな負担を伴うと聞いております。また、通院の手段に関しましても、自ら運転して通院される場合またはご家族による送迎の場合もご本人やご家族の身体的負担や経済的負担が大きいものと認識しております。しかしながら、人工透析を受けている方以外にも、治療を受けるために定期的に高い頻度で町外の医療機関に通院されている方が多数おり、そういった方々は自己の負担により何らかの手段で通院されています。

本町といたしましては、ほかの通院している方々とのバランスを考慮しつつ、他市町の事例を参考に慎重に対応を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一郎君） 長谷川眞恵さん。

○5番（長谷川眞恵君） 越前町におきましても福祉タクシー事業を実施しておりますが、タクシー初乗り運賃分の助成券を1年間に24枚発行するというものです。現在の金額は600円です。現在、本町の人工透析患者で、この助成を受けている方が2名です。その他の人工透析患者の方々は、自身による自家用車を運転しての通院または家族による送迎あるいは医療機関による無料送迎を利用しております。制度がありますが、活用していただける、利用していただける内容に対応を検討していただきたいと思います。

それから、話が変わりますけれども、チョイソコえちぜんができ、活躍しております。越前町内でしか機能しておりません。そこで、丹南地区合同で機能するチョイソコのような体制をつくられたらいかがでしょうか。答弁は結構です。

ありがとうございました。

○議長（佐々木一郎君） これで長谷川眞恵さんの一般質問を終わります。

次に、12番、笠原秀樹君。

12番（笠原秀樹君） 登壇

○12番（笠原秀樹君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

初めに、通告書と同時に、参考になるか分かりませんが、資料をさきに提出をさせていただきます。平成25年12月定例会の私の質問に対する答弁の内容と、そして文科省の2022年度の先生方の労働に対する新聞のコピーを提出させていただきますので、それを参考にいただきまして、答弁をいただければ幸いです。よろしくお願いをいたします。

それでは、小・中学校教員の勤務実態についてを教育長にお尋ねしたいと思います。

文部科学省から、2022年度の教員の勤務実態調査結果が公表されております。過労死ラインとされる月80時間超の残業に相当する学校内の勤務時間、週60

時間以上の教諭は、小学校で、前回16年度の調査よりも19.2ポイント減の14.2%、中学校が21.1ポイント減の36.6%と大きく改善をされているものの、残業時間上限の月45時間を超えることになる週50時間以上の教諭は、小学校で64.5%、中学校で77.1%を占めたとのことでございます。

文部科学省は、働き方改革の成果があったとする一方で、依然として長時間労働が常態化しているとして、今後、中央教育審議会でも教員の処遇改善に向けて議論し、残業代の代わりに給与月額に4%相当の教職調整額を支給すると定めた教職員給与特別措置法、給特法の改正を目指していますが、これはお金の問題ではないと思います。

給与月額に4%を支給されるがためにいわゆるサービス残業が増えることになるのではないのでしょうか。給特法を改正する方向だといわれておりますが、現場の先生方は本当にそれだけで勤務状況が変わると思っておられるのでしょうか。町内の小・中学校の先生方の勤務実態について教育長の答弁を求めます。

○議長（佐々木一郎君） 出口教育長。

○教育長（出口俊一君） それでは、笠原議員のご質問にお答えをいたします。

現在、町内12の小・中学校において勤務する教員数は、小学校106人、中学校68人で、勤務時間は休憩時間の45分を含む8時間30分となっております。

町内小学校教員の標準的な1日の勤務スケジュールとしましては、午前7時30分頃に出勤し、登校指導、授業の準備、教室での児童の受入れ、欠席者の確認とその対応、提出物のチェックの後、午前8時15分頃から朝の会を実施し、午前中に授業を4時間行い、給食の準備、清掃指導を挟みまして、午後に授業を2時間行っております。

その後、帰りの会を行いまして、児童は午後3時45分頃から下校となります。授業の間の休み時間のほとんどは児童のノート、テスト及び作品の確認や児童の指導などに費やしております。また、児童下校後は校務の事務処理や翌日の授業の準備、保護者への対応、連絡、校内の会議などを行っているところです。

次に、中学校でございますが、授業は小学校とほぼ変わりはありませんが、午後4時頃から部活動の始動が始まり、生徒の下校は部活動終了後の午後5時30分頃となります。その後は、小学校と同様に校務の事務処理や翌日の授業の準備、保護者への連絡、校内の会議などを行いますので、小・中学校ともに超過勤務は余儀なくされているのが現状でございます。

次に、令和4年度の教員数から管理職、養護教諭を除いた教諭の超過勤務の状況でございますけれども、夏休み期間となる7月、8月を除いた10か月について、健康障害のリスクが高まり、過労死ラインとされる超過勤務が月80時間を超える教諭については、小学校が延べ2人、月平均0.2人で0.2%、中学校が年間延べ10人、月平均1人で1.8%程度となっております。

また、文部科学省の公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針に基づく超過勤務時間の上限とされる月45時間を超える教諭につきましては、小学校が年間延べ322人、月平均32.2人で39.6%、中学校で年間延べ377人、月平均37.7人で67.3%となっております。

昨年、文部科学省が実施しました教員勤務実態調査の数値と比較しますと、超過勤務が月80時間を超える教諭については、小学校で14.0ポイント、中学校では19.3ポイント低く、月45時間を超える教諭については、小学校では24.9ポイント、中学校では9.8ポイント低い状況となっております。

なお、超過勤務が月45時間を超えた場合には、各学校において勤務状況を把握

し、改善への対策を県に報告するとともに、町の教育委員会からも随時指導を行いながら、長時間労働が常態化することのないよう超過勤務の削減に努めているところではあります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 笠原秀樹君。

○12番（笠原秀樹君） 私も今、小・中学校の児童・生徒さんの朝、登校の見守りを続けております。16年ぐらいになりますんですが、うちの地区の子どもさんらはいつも7時20分ぐらいに私の前を通過して学校へ行きます。当然、先生方はそれ以前にもう校門を開けて待っている、待機しているという状態だと思うんです。当然、子どもさんが見えるまでに、きちんとそれなりのまた、役割があるということだと思います。

次に、再質問させていただきますが、実態調査には公立2,377校の約3万5,000人から回答があったと。夏休み中の8月と通常時の10月から11月までで、連続する7日間の勤務状況も聞いたということでございます。そのうち8月の状況を調査したのは初めてとのことだそうですが、1週間の平均勤務時間、小・中学校の全職種で減少しており、前回調査で60時間を超えた小・中学校の校長、教頭は58時間台となり、中学校教諭は6時間近く減った57時間24分となりましたとあります。

また、教諭の通常時における1日の平均勤務時間は、小学校が30分減の10時間45分、中学校が31分減の11時間1分となり、さらに中学校教諭の土曜、日曜の勤務時間は1時間以上減っています。これは文部科学省が運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、少なくとも土曜、日曜のいずれかを休業日とすることが規定されたことが要因だと書かれております。

平成25年12月定例会において、私のほうから教員の長時間労働について質問をさせていただきました。当時と現在を比べてみても、さほど改善が見られないのではないかと考えています。

学校の春休みや夏休みを利用して休暇を取っていただくようにしているとありましたが、1年分の休暇を季節ごとの休業期間だけで取得したとしても、本当に体を休めることにはならないと思います。教員OBなどの方々にもご協力をいただきながら、ブラック職場と言われないような学校にしていくべきだと思いますが、教育長のご所見を伺います。

○議長（佐々木一郎君） 出口教育長。

○教育長（出口俊一君） それでは、お答えをいたします。

学校における働き方改革が始まる以前の平成30年度と令和4年度の7月、8月を除く10か月間の平日1日の町内小・中学校教諭の平均勤務時間を比較しますと、平成30年度は、小学校が11時間19分、中学校が11時間24分でしたが、令和4年度は、小学校が10時間41分、中学校が10時間53分で、小学校で38分、中学校では31分の減少となっております。

ただいまの議員ご指摘のとおり、大幅な改善が見込まれたかということでは、ちょっと見込まれていないのかなという気はいたします。

各学校における働き方改革の実施により平均勤務時間は減少しておりますが、直近、令和5年4月の月45時間を超える教諭については、小学校が21人で26.3%、中学校が27人で49.1%を占めていることから、引き続き働き方改革を推進していく必要があると考えております。

教員の負担軽減を図るため、現在行っている主な取組みといたしましては、各学

校のスクールプランに業務改善に関する項目を位置づけ、会議や行事の時間短縮、内容の見直しを積極的に行っております。また、児童・生徒の出欠や成績などの処理を行う福井県校務支援システムを活用するとともに、子どもたちのタブレットを通して課題を与えるなど、ペーパーレス化を促進し、業務の効率化を図っているところです。

さらに、議員ご指摘のとおり、教員OBの積極的な活用も進めており、講師、部活動指導員、学校運営支援員、また、新採用指導員など県採用、町採用を含め、28人の方が各学校に勤務しておられます。また、教員OB以外にも専門的な知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教員のサポートを行っているところです。

そのほか、中学校における部活動につきましても、教員の長時間勤務の大きな要因の1つであることから、本年度から木曜日を休養日とし1日追加し、1週間のうち月曜日、木曜日及び土曜日または日曜日のいずれか1日の計3日間を部活動休養日としています。

さらに、令和2年9月にスポーツ庁が示しました学校の働き方改革を踏まえた部活動改革では、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとしています。本町におきましても、各部活動の状況や地域の現状を十分踏まえながら、休日の部活動の段階的な地域移行に向け、遅れることなく準備を進めてまいります。

近年では、通常業務に加えまして、GIGAスクール構想に伴うデジタル対応など、業務が拡大していることも事実でございます。教育委員会といたしましては、学校における教員の働き方改革は喫緊の課題と捉え、町長のご理解をいただき、町独自の取組みも行っておりますが、町単独では限界もございますので、県の教育庁に教員配置についての要望を行うなど、検討をしてみたいと考えております。

今後、教員がゆとりを持って児童や生徒と向き合えるよう、一步踏み込んだ教員の勤務実態を正確に把握し、業務を精査した上でさらなる改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 笠原秀樹君。

○12番（笠原秀樹君） まだ15分ありますので、越前町の、我が町内の小・中学校ではこういうことはあってほしくないという気持ちも込めまして、参考資料を報告させていただきますので、お聞きいただければと思います。

これは東京都の多摩地区の小学校で担任を務める60代の女性教諭は、終業式が迫った昨年夏、通知表を記入する負担を軽くしてほしいと願い出たそうです。だが、校長は、子どもや家庭にとっては大事な記録だと、一人ひとりの個性に合った内容を書いてくださいと聞き入れられなかったということでした。

近隣の学校では年度末だけで、女性教諭の勤務校は学期末ごとに通知表の所見欄を埋める決まりだそうです。児童約30人に外国語活動、道徳、総合学習の項目で各100字、総合所見で250字を書くように。異なる子の通知表で似た表現があり、管理職に書き直しを命じられたこともあると。

学期末は、平日の勤務時間だけでは通知表の記入は終わらず、自宅に持ち帰って、土日を計4日間潰すことがほとんどだということだそうです。多い月は残業が100時間を超える。学校は子どものためとなると仕事を止められないんですという。先生方から見れば、このとおりだと思います。

私も本当に、自分はばかでしたので、うちの孫も今、小学校でおりますが、成績はどうでもいいと。その代わり、先生方が書いていただいたら、あれは必ず読むんですよ。この先生のおっしゃるとおり、あれは一人ひとり、先生がそれぞれ毎日見ていたことを書かれているんだと思うんです。本当に大変だと思います。親御さんも、これは校長先生の言うとおりに、こっちのほうがよく見ておられるんじゃないかなと私も思いますので、これらの負担軽減を考えてあげなければいけないんじゃないかなとつくづく思っているところでございます。

いずれにしても現場の最終判断は、これは学校は校長に任されているため、学期末が迫るたび、膨大な時間を通知表に費やす教員が多いのが現実だと書かれております。今回の調査でも、管理職が自らの権限と責任で業務削減など、勤務環境を整えているかという問いに、中学校教員の38%、小学校教員の32%が、どちらかといえばそうは思わないと答えています。全くそうは思わないと答えるなど、意識改革の浸透が課題だと言われております。

また、文科省の21年度調査では、全国の公立学校で年度初めの教員不足が2,558人だと。心の病で1か月以上休んだ公立校教員も初めて1万人を超えたということでございます。

男性教諭の学校では、今春、本来配置されるはずの教員が5人欠けていると。代替の臨時講師が確保できず、新学期の直前まで数クラスの担任が決まらなかったと。15年以上の教員生活で初めてのことでと言っておられます。教員はブラックという労働実態が知れ渡り、成り手がなくなりました。

同僚だった若手の国語教諭は、昨年度、教員不足から週約30コマの授業を担当した結果、体調を崩したと。30コマというのは1コマ大体40分から45分だそうなんです。それを30コマだったと。先生は、先生という職業が嫌になりましたと言いつ残し、学校を辞めたということでございます。

私は、越前町内の小・中学校ではこんなことは決してあってほしくない、あってはならないという思いで質問をさせていただき、また、これを紹介もさせていただきました。

教育長は、今の答弁の中で、給特法についてお触れにはなっておられませんが、私は個人情報保護法と一緒に、これも悪法の1つやと思っておりますが、最後に教育長、この件に関してはどう思っておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（佐々木一郎君） 出口教育長。

○教育長（出口俊一君） それでは、お答えをいたします。

今、国が進めようとしております4%の特別手当、給特法でございますけれども、確かに笠原議員おっしゃるように、給特法による給与の調整額があればいいというものでもなく、また、それを今、1割、10%程度に上げようという話も聞いておりますけれども、まだ詳しいことは決まっております。

ただ、学校現場における意見、考えとしましては、やはり給料を上げただけで先生方の募集が増えたり、今現在、昔は10倍近くあった競争率、倍率も今は2.7倍程度ということに、福井県も非常に教員不足が深刻化されているところでございます。

給特法の行く末も心配でございますけれども、それ以前にまずは教員の先生方、資質のある優秀な先生方を確保するということが一番の課題かなと考えておりますので、これにつきましては町単独でどうにかなるものではございませんけれども、県の教育庁、また文部科学省などにはそういった点、基準の見直しとかいったことも踏まえまして、要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

以上でございます。

○議長（佐々木一郎君） 笠原秀樹君。

○12番（笠原秀樹君） 我が町の小・中学校は、地域の大事な宝を預かっている学校ですので、先生方が気持ちよく勤務できるような状態がずっと続くことを期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐々木一郎君） これで笠原秀樹君の一般質問を終わります。

次に、13番、木村 繁君。

13番（木村 繁君） 登壇

○13番（木村 繁君） 先般、小学生の甲子園といわれる高円宮杯第43回全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント県予選会が、県軟式野球連盟各支部代表26チームと開催地1チームの27チームのトーナメント制で開催されました。その大会で、本町の越前ニューヒーローズが2連覇を達成し、本当にヒーローになりました。私と米沢議員は支部連盟の関係者の1人として、大変うれしく思うと同時に選手たちにエールを送りたいと思います。

また、米沢議員のお孫さんがレギュラーとして活躍されておられます。町の全国大会激励金の規定は私も理解をしていますので、とやかく言うつもりはありませんが、出口教育長さん、ぜひ夜の会食を1回分我慢していただいて、その分を心ある志に回す方法もあると思いますので、考えてみてください。強制はいたしません。この子どもたち何人かが丹生高校に進学し、丹生高校野球部の黄金時代を築いてくれるかもしれません。期待をしたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。

初めに、地域活性化企業人（企業人材派遣制度）についてお伺いをいたします。

近年、情報発信や販路開拓など、民間のノウハウを地域活性化に生かそうと企業と自治体との人事交流が盛んになっています。そのような中、国の支援制度を活用した自治体における企業人材の受入れは、新型コロナウイルス禍で急拡大をし、2022年度は全国368市町村、618人になり、2019年度の95人に比べて6倍を超えたそうであります。あわせて、自治体から企業への出向も増えているとのことです。

地域活性化企業人、いわゆる企業人材派遣制度は、地方公共団体が3大都市圏に所在する民間企業体の社員を市町村が半年から3年間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事をしていただき、特別交付税措置されるというものです。

企業は社会貢献に加え、社員の人材育成、キャリアアップ、また、新たなビジネス発掘につながるメリットがあり、自治体は民間のスペシャリスト人材を活用した問題解決を目指します。

県内のこの制度の活用状況は、福井市1人、あわら市1人、越前市3人、若狭町1人となっております。また、今年の1月から小浜市が1名募集をしているとのことです。そこで、当町において制度を有効活用して、民間のスペシャリストな人材を受け入れ、様々な課題解決に向けた取組みを行うお考えはないのか、町長の所見をお伺いいたします。

次に、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお伺いをいたします。

带状疱疹は、80歳までに3人に1人が罹患されると聞いていますが、予防効果の高い不活化ワクチンの接種に必要とされる費用は、2回分で4万円以上かかるそうあります。勝山市では、本年4月1日より50歳以上の市民を対象に、生

ワクチン1回、不活化ワクチン2回の接種費用について半分、2分の1を助成、その助成上限が1万2,500円の補助事業に取り組むとお聞きをしております。

そこで、町内の医療機関における予防接種の実施状況並びに費用の助成について、町長のご所見をお伺いいたします。

最後に、お医者さんが高齢者宅を訪問する認知症初期集中支援チームが2019年に全市区町村に設置されたと聞き及んでおります。2021年度に同チームが訪問した人の数は全国で1万6,400人に上り、認知症の早期発見、治療につながっているそうであります。

そこで、本町における実態及び今後の方向性について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（佐々木一郎君） 町長。

町長（青柳良彦君） 登壇

○町長（青柳良彦君） それでは、木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域活性化企業人制度についてですが、総務省は地方への人の流れを創出し、地域に住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会の形成に向け、地域を興す企業人材の仕組みとして、地域活性化企業人制度を創設し、積極的な推進を図っています。

この制度は、3大都市圏に所在する企業等の社員が、地方自治体で地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することで、例えばマーケティング技術を生かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、専門的知識を生かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら、地域活性化の取り組みを効果的、効率的に展開することができるというものです。

また、企業にとっては社員の人材育成や地方との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすとともに、経験豊富なシニア人材の新たなライフステージの提供などにもつながります。

社員の派遣期間は6か月から3年の期間内で、国は派遣企業に対する負担金など、企業人の受入れに要する地方自治体の経費に対して特別交付税の措置を講じるというものです。

近年、コロナ禍における新たなビジネスモデルとして制度を活用する企業が増加し、自治体とのマッチングが進んでいます。総務省が公開している令和4年度の制度活用事例は109あります。そのうち観光振興や観光誘客対策等への活用が最も多く、31事例紹介されており、次いでDXの推進が20事例となっています。

県内市町の実例では、民間企業からの派遣社員が観光振興やDX推進事業の企画立案や研修などの業務に従事しているとのこと。また、当町においては過去に大手旅行会社との委託契約による観光誘客専門員の配置を行ったことがあります。

議員ご指摘の本町の様々な課題の解決に当たっては、民間の知見などが必要な場合、その都度、県内外の専門家や企業に相談するように心がけています。民間企業からの人材の常時配置については、業務量や必要性などを踏まえながら適宜検討してまいります。

次に、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお答えいたします。

带状疱疹は、50歳以上になると発症率が上昇し、80歳までに3人に1人が発症すると推定されていることから、50歳以上の方についてはワクチンを接種することで発症予防と重症化予防が期待できるとされています。ワクチン接種には

予防接種法上に規定され、国が勧奨し、市町村が接種を行う定期接種と個人の判断で接種する任意接種の2種類があり、定期接種には一部公費負担がありますが、帯状疱疹ワクチンは任意接種に該当するため、費用は全額自己負担となっています。

ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンは約5,000円から1万円程度、不活化ワクチンは2回接種が必要で、合計約4万円の費用となります。

町内医療機関の状況を申し上げますと、織田病院では令和3年からワクチン接種を始めており、生ワクチンは29人、不活化ワクチンは37人が接種しています。織田病院以外の医療機関では、生ワクチン、不活化ワクチンいずれかの接種となっていますが、接種実績は少なく、現時点で実績がない医療機関もあると伺っております。接種費用の助成につきましては、全国では一部の自治体で行っており、県内では議員ご指摘のとおり、勝山市が助成事業を開始しています。

帯状疱疹ワクチンについては、現在、国の厚生科学審議会において予防接種法上の定期接種化に向けた検討が進められており、町としましては、こういった審議結果などを慎重に見極め、定期接種に位置づけられた際には、費用の助成など、町民の方々の負担が少ない体制を確保してまいりたいと考えております。

最後に、認知症初期集中支援チームについてお答えいたします。

認知症初期集中支援チームは、平成29年の介護保険法改正により、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援をするために市区町村での設置が努力義務化されました。また、令和元年6月に国が取りまとめた認知症施策推進大綱の中では、認知症の早期発見、早期対応、医療体制の整備のための施策として位置づけられています。

本町は、平成30年に支援チームを設置し、丹生郡医師会の認知症サポート医、認知症専門の県立すこやかシルバー病院の職員、国の定める研修を受講した当町の地域包括支援センター職員でチームを編成しております。

認知症の相談は、通常のケースでは地域包括支援センターが対応しております。しかしながら、中には医療機関や介護サービスに結びつかず、どうしても対応し切れない困難なケースがあります。そういった場合に支援チームが対応することになります。その場合、支援チームは家庭訪問による評価や支援方針の立案、医療や介護の適切な利用への動機づけ、症状に応じた介護の助言など、状況が改善するまで継続的に関わり、これまでに3人の高齢者を支援してきました。

ご承知のとおり、本町を取り巻く高齢化問題は非常に深刻で、高齢化率にあっては全国平均より15年早く進んでいます。さらに認知症を伴う独り暮らし高齢者が増加することも予想され、対応もますます困難になることが危惧されます。このことから、町では、認知症による生活危機の発生を未然に防ぐ早期事前的な対応に積極的に取り組まなければならないと考えております。

今後も認知症初期集中支援チームの活動を進め、併せて認知症予防に関する知識の普及、物忘れ相談会の開催による認知症の早期発見、高齢者の閉じ籠もりを予防するため、身近に通うことのできる通いの場などを充実させ、年を取っても安心して暮らせるまちを目指してまいります。

以上です。

○議長（佐々木一郎君） 木村 繁君。

○13番（木村 繁君） 町長、的確にご答弁をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

今の地域活性化企業人、ご答弁にもあったとおりでございますけれども、この活動内容の主な例としまして、やはり観光振興、地域特産品の開発、販路拡大、ICT分野、デジタル人材、そして何より地域の経済の活性化、そしてその地域の中心地の地域の活性化が主な目的というふうなことで、国の総務省の考え方だというふうに思います。

その中身の特別交付税については、派遣元企業に対する負担金など、企業人の受入れに要する経費は上限、年間お一人当たり560万円、企業人が発案、提案した事業に要する経費については上限100万円、企業人の受入れ準備経費については上限、年間100万円というふうな助成の制度であるということで、今、ご答弁いただきましたとおり、もしこの制度を使うことがあれば、ぜひ、もうお分かりだと思いますが、参考にさせていただければありがたいというふうに思います。

そして、先ほど申し上げましたとおり、県内で3つの市と1つの町が企業から受け入れておられますが、福井市の場合はいよいよニッセイ同和損害保険株式会社、越前市ではソフトバンク株式会社、若狭町ではジャルセールス、JALの関連会社だと思いますが、そこからの受入れをされております。そして今回、今年から小浜市と申し上げましたが、小浜市のほうではDX、デジタルのスキル向上ということで1名を募集しているということでもあります。ご紹介だけさせていただきたいと思います。

そして、今の带状疱疹、先ほど町長のご答弁にもありましたとおり、勝山市が費用の2分の1を助成、50歳以上の方。今年、当初予算で、予算額250万円の予算を盛っておられます。おそらく県内で初めて取り入れた市でないかなというふうに思っておりますので、その点もご報告というんですか、頭の中に入れていただきたいというふうに思いますので、ぜひ他市町の状況、情勢を見ながら、このことについても今後進めていただければいいのなら、進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ご答弁は結構でございます。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木一郎君） これで木村 繁君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から全員協議会を開催しますので、定刻までにお集まりください。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分